

積立式期日指定定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回当たり1,000円以上とします。
- (2) この預金は、口座振替の方法によるほか、当金庫本支店どこの店舗でも預入れることができます。当金庫本支店の店舗で預入する場合は必ずこの通帳をご持参ください。
- (3) 自動預入機・支払機（以下「預金機」といいます。）による預入れについては、1回当たりの預入れ金額はその預金機に表示された範囲内とし、預金機が確認したうえで受入れの手続をします。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替日、振替金額、振替指定口座、振替方法等は、別に提出された当金庫所定の口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当する時は、通知することなく、その回の振替を行いません。
 - ① 振替指定口座の預金残高が振替金額に満たないとき。
 - ② 振替により、この口座に設定された少額貯蓄非課税制度の最高限度額を超えるとき。
- (2) 振替日、振替金額、引落指定口座等を変更するとき、ならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金口座に対して次のとおり取扱います。

- ① 預入れの都度、預入日の3年後の応当日を満期日とする各預入別の期日指定定期預金としてお預りします。
- ② 各預入別の期日指定定期預金は、満期日に元利合計額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
継続された預金についても、以後同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日に元金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合は、預金利率表記載の1年定期預金利率。
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合は、預金利率表記載の2年定期預金利率。
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合 解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合 書替継続後の定期預金の利率
- (3) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預入日（継続したときは最後の継続日）現在における預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 前記(1)の規定により、利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、この組入利息は、当金庫所定の方法により支払います。
- (6) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。
- (7) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金を解約（一口毎の定期預金を解約する場合および一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を一口毎に順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の少ないものからとします。
- (3) 第1項の解約および第2項の払戻しの手続に加え、当該預金の支払いまたは、払戻しを受けることについて正当な権限を有する

ことを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者が預金払戻しの権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。

8. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。契約の証は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前号の充当指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上
(2020.4)